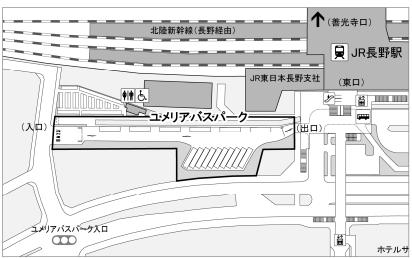
タクシー事業者及び宿泊業・飲食店等を行う事業者の皆さまへ

事業者が乗車定員 10 名以下の自動車を使用して送迎する場合、事前の申請によりユメリアバスパークを利用いただける場合があります。

バスパークへの入場には「利用証」の掲示が必要です。利用を希望する事業者は、早め にご申請ください。



ユメリアバスパークは、JR 長野駅 東口に直結した【バス専用】の 送迎場所です。



許可となる車両

次の**①**から**③**までの要件をすべて満たす車両であること

● 事業者の車両

道路旅客運送業の用に供している乗用自動車又は宿泊業、飲食店等の事業者が顧客サービスとして行う送迎のために使用する乗用自動車であること 個人が行う送迎は対象外

2 3 ナンバーの車両

自動車登録番号が、自動車登録規則(昭和四十五年二月二十日運輸省令第七号)第十三条に 規定する自動車の種別及び用途による分類番号 3 (30 から 39 まで及び 300 から 399 まで)の 車両であること

5ナンバーの小型自動車、1・4ナンバーの貨物用途の自動車は対象外

事高(全高)が、2.10mを超える車両 車高2.10m以下の車両は、駅前ロータリー内又は地下駐車場をご利用ください。

申請の方法

許可を希望する事業者は、所定の申請書に必要書類を添えて市へ提出してください。提出された書類を審査し、許可する場合は「許可書」及び「利用証」を交付します。

利用上の許可条件等

許可者は利用に際し、管理運営要領等に定める事項のほか、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 利用証を車両前方(フロントガラス・ダッシュボード等)又は側方(窓ガラス等) に現地管理人が目視できるように必ず掲出してください。
- (2) 利用目的は、長野駅東口における許可者が行う事業のサービスを受ける者(顧客等)の迎車に限ります。

※ 送りの場合は、駅前ロータリー内の降車エリアをご利用ください。

- (3) ユメリアバスパークの利用はバスが最優先となります。 許可車両の利用は待機場及び乗降場に空き区画が有る場合に限ります。 許可車両の利用により満車となっている場合で、新たなバスが入場した場合は、速 やかに退出していただきます。
- (4) 利用区画は、原則、待機場区画となります。

乗降場区画の利用は、待機場区画が満車の場合のみ可能です。

乗降場区画を利用する場合、原則、運転手は車両に待機しなければならないものと します。やむを得ず車両を離れる場合は、車両に緊急時連絡先等を必ず明示してくだ さい。

- (5) 市が委託する現地管理人からの指示等には必ず従ってください。
- (6) 上記の条件に違反した場合は、利用許可を取消します。

管理運営要領等に定める遵守事項 (参考)

▶ 1回当たりの使用時間 バス乗降場 おおむね 15 分以内 バス待機場 おおむね 30 分以内

ただし、特別な理由があるときは、これを変更する場合があります。

- ▶ 禁止事項
 - ・公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
 - ・ユメリアバスパークの施設を汚損し、又は損傷すること
 - ・球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為
 - ・指定した場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること
 - ・危険な行為、通行を妨害する行為その他迷惑を及ぼす行為
 - ・貼り紙又は貼り札等
 - ・集会、演説、展示会、音楽会その他これらに類する行為募金、署名活動、事業の周知活動等で 人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすおそれのある行為
 - ・営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為
 - ・他の自動車の乗降を妨げること
 - ・ユメリアバスパークの利用及び管理に支障を来す行為又は支障を来すおそれのある行為
- ▶ 使用者の環境に配慮すべき事項
 - アイドリングストップ
 - ・ 不必要な灯火の消灯
 - ・ 騒音の発生及び漏出の抑制
- ▶ 損賠賠償等

ユメリアバスパークを汚損、損傷、滅失した者には、その損害を賠償していただきます。 なお、市は、ユメリアバスパークにおいて盗難、自動車の接触、天災その他市の責に負わな い事由により発生した損害については、その賠償の責を負いません。